



衆議院議員あべともこ
プロフィール

神奈川 12 区（藤沢市・寒川町）
当選 7 回、東京大学医学部卒業、
小児科医、あべともここどもクリ
ニック（湘南台）理事長
現在、厚労委員会・原子力問題調
査特別委員会筆頭理事



https://twitter.com/abe_tomoko



<https://www.facebook.com/abetomoko.jp>

あべともこ

検索

あべともこと共に歩む会後
援会入会のご案内及びボラ
ンティアスタッフ募集中！

特定の企業や団体などに依
存しないあべともこの活動
は、後援会の年会費やカンパ
によって支えられています。
あべともこの活動にご支援頂
ける方は、お気軽に事務所
にお問い合わせください。

立憲民主党神奈川県連

〒231-0012

横浜市中区相生町 4-69-4F

TEL 045-228-8591

FAX 045-228-8592

◆救済法の周知と説明を徹底すべき
先月、全党一致の議員立法により
旧優生保護法下で強制不妊手術を
受けさせられた被害者に一時金を
支払う法律が成立しました。旧優生
保護法が成立したのは1948年、
終戦から3年後でした。「不良子孫
を残すな」と、主に身体障害や知的
障害のある人たちに対する不妊手
術の強制は1996年の廃止まで
繰り返され、法の廃止後も被害者の
救済はないまま、23年の時を経て
ようやく救済法が成立しました。

被害者を一人残らず救済に繋げ
るためには丁寧な対応が不可欠で
すが、国はプライバシーへの配慮か
ら個別の通知はしない方針です。け
れども被害者の多くは手術の際、1
0代以下の未成年で、本人に認識が
なかったり、家族の事情などで申請
をためらったりと、救済に結びつか
ないことが危惧されます。厚労省は

早急に被害者に周知を行う方法を検
討し、ガイドラインを作るなど、率先
して被害者の特定と権利回復の道筋
を示すべきです。

さらに、新憲法下でこれから国を
再建しようとする時に、なぜこのよ
うな人権蹂躪の法律ができたのか、
「ハンセン病問題に関する検証会
議」に倣い、全貌を明らかにするため
の検証を行わなければなりません。
なぜなら相模原事件や出生前診断、
あるいは生命の遺伝子編集など、優
生思想は根っこで繋がりが、現代を広
く覆い始めているからです。

◆障害者雇用促進法改正の前提にま
ず当事者調査を

政府の障害者雇用水増し問題につ
いての第3者検証委員会の報告書
は、雇用率の数合わせに終始し、なぜ
長い間放置されてきたのかについて
の解明はないまま、雇用率の向上だ



派共同提出の「児童
虐待防止法案」の両
案が審議入りし、野
党案提出者として
阿部とも子が答弁
に立ちました。本格
的な審議は今週か
ら。閣法との違いを
鮮明にすべく頑張
ります。

◆児童虐待防止法案で本会議答弁
10日の衆院本会議で、内閣提出
「児童福祉法改正案」と野党5党1会
派が至上命題に。本来は障害者が働き
やすい職場になるよう、ハラスメント
や差別などをなくすための法律であ
るべきです。そのためには実際に就労
している障害者自身の声を聞かなけ
ればならないはずですが、これまでの
法改正に際して、一度も調査をしてい
ないことが判明。障害当事者の権利擁
護の仕組みも不可欠です。

障害者への強制不妊手術、なぜ起きたのかの徹底検証を！